

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あさぎり町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいくことを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

あさぎり町長

公表日

令和7年6月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法の規定に基づき、国民健康保険の被保険者資格の取得・喪失・変更等の管理、高額療養費等の給付およびレセプトの点検管理、国民健康保険税の賦課徴収等を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理、継続業務等 ②療養費や高額療養費等の給付を行うための給付情報の管理、高額該当回数の引き継ぎ業務等 ③国民健康保険税の賦課決定・更正等 ④国民健康保険税の収納情報の管理、賦課処理 ⑤国民健康保険税の滞納情報の管理と滞納整理 ⑥オンライン資格確認等資格履歴管理事務、機関別符号の取得等の情報連携事務
③システムの名称	国民健康保険システム、収納消込システム、滞納整理システム、宛名管理システム、統合宛名連携サーバ、中間サーバ、団体内統合宛名管理システム 国保総合システムおよび国保集約システム(以下「国保集約」システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。

2. 特定個人情報ファイル名

国保被保険者資格情報ファイル、保険証交付履歴管理ファイル、特定同一世帯所属者管理ファイル、旧被扶養者管理ファイル、非自発的失業者管理ファイル、介護適用除外管理ファイル、資格取得喪失年月日連携情報ファイル賦課基本管理ファイル、賦課医療管理ファイル、賦課支援管理ファイル、賦課介護管理ファイル、賦課期別管理ファイル、賦課個人管理ファイル、賦課所得管理ファイル、賦課特徴該当管理ファイル、賦課世帯詳細管理ファイル、収納履歴ファイル、口座情報ファイル、納税組合員ファイル、滞納処分ファイル、交渉記録ファイル、宛名基本ファイル、被保険者異動情報資格情報(世帯)ファイル、被保険者異動情報資格情報(個人)ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル、国民健康保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 44項 番号法第9条第2項 平成26年内閣府・総務省令第5号 24条 国民健康保険法第113条の3 第1項 第2項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 49.69.70.71.139条 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 49.69.70.71.139条 【オンライン資格確認に関する業務】 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地 あさぎり町役場 総務課 0966-45-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地 あさぎり町役場 健康推進課 0966-45-7216
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することとしている。 ・ 書類の廃棄はシュレッダー処理または焼却施設への直接搬入により実施することとしている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総合行政システムへのアクセスが可能な者は、ID・パスワードによるアカウントが割り当てられており、かつ、ワンタイムパスワードを発行するハードウェアトークンを所有する職員に限定しており、アクセス可能な職員の名簿が常に最新の情報となるよう更新を行うことで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを分析・確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

[illegible]